平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公　　法

B 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は４枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

以下の文章は、最一小判平成１６年１１月２５日民集５８巻８号２３２６頁からの抜粋である。これを読んで、あとの【問い】に答えなさい。

放送「法４条は，放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって，その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人（以下「被害者」と総称する。）から，放送のあった日から３か月以内に請求があったときは，放送事業者は，遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して，その真実でないことが判明したときは，判明した日から２日以内に，その放送をした放送設備と同等の放送設備により，相当の方法で，訂正又は取消しの放送（以下「訂正放送等」と総称する。）をしなければならないとし（１項），放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも，上記と同様の訂正放送等をしなければならないと定めている（２項）。そして，法５６条１項は，法４条１項の規定に違反した場合の罰則を定めている。

このように，法４条１項は，真実でない事項の放送について被害者から請求があった場合に，放送事業者に対して訂正放送等を義務付けるものであるが，この請求や義務の性質については，法の全体的な枠組みと趣旨を踏まえて解釈する必要がある。憲法２１条が規定する表現の自由の保障の下において，法１条は，「放送が国民に最大限に普及されて，その効用をもたらすことを保障すること」（１号），「放送の不偏不党，真実及び自律を保障することによって，放送による表現の自由を確保すること」（２号），「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって，放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」（３号）という三つの原則に従って，放送を公共の福祉に適合するように規律し，その健全な発達を図ることを法の目的とすると規定しており，法２条以下の規定は，この三つの原則を具体化したものということができる。法３条は，上記の表現の自由及び放送の自律性の保障の理念を具体化し，「放送番組は，法律に定める権限に基く場合でなければ，何人からも干渉され，又は規律されることがない」として，放送番組編集の自由を規定している。すなわち，別に法律で定める権限に基づく場合でなければ，他からの放送番組編集への関与は許されないのである。法４条１項も，これらの規定を受けたものであって，上記の放送の自律性の保障の理念を踏まえた上で，上記の真実性の保障の理念を具体化するための規定であると解される。」

【問い】

上記の放送法４条が提起する憲法上の論点を挙げ、それについて論じなさい。

問題２

つぎの事例を読んで、あとの【問１】【問２】に答えなさい。

Ａ市は、空港法５条１項の地方管理空港として、海に隣接した土地にＡ空港を建設し、管理している。Ａ市は、Ａ空港の拡張工事の一環として、隣接する海面の埋立を計画し、Ｙ県知事から、公有水面埋立法（以下「法」）２条１項の埋立の免許（本件埋立免許）を受けた。埋立区域について漁業権を有するＸは、本件埋立免許の取消しを求める訴えを提起した。

公有水面の所有権は国に属し（法１条１項）、埋立をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事等から免許を受けなければならない（法２条１項）。埋立免許を受けた者が埋立に関する工事を竣工したときは、都道府県知事から竣工認可を受けなければならず（法２２条１項）、竣工認可の告示があった日に、埋立免許を受けた者は埋立地の所有権を取得することになる。

【問１】

法２条１項に基づく埋立免許の行政法理論上の性質について述べなさい。

【問２】

本件埋立免許に係る埋立工事が竣工し、竣工認可も受けた場合における訴えの利益について論じなさい。

〔資料〕

◯ 公有水面埋立法（大正１０年４月９日法律第５７号）

第１条　本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

２～３　（略）

第２条　埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（……）ノ免許ヲ受クヘシ

２　前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

一　氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

二　埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

三　埋立地ノ用途

四　設計ノ概要

五　埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

３　前項ノ願書ニハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添附スベシ

一　埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面

二　設計ノ概要ヲ表示シタル図書

三　資金計画書

四　埋立地（公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク）ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使

用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

五　其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル図書

第４条　都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一　国土利用上適正且合理的ナルコト

二　其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

三　埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

四　埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五　（略）

六　出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

２　（略）

３　都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第１項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス

一　其ノ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ

二　其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度カ損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ

三　其ノ埋立カ法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ

第５条　前条第３項ニ於テ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フ

一　法令ニ依リ公有水面占用ノ許可ヲ受ケタル者

二　漁業権者又ハ入漁権者

三～四　（略）

第２２条　埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事竣功シタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ竣功認可ヲ申請スヘシ

２　都道府県知事前項ノ竣功認可ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ告示……スベシ

３　（略）

第２４条　第２２条第２項ノ告示アリタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ告示ノ日ニ於テ埋立地ノ所有権ヲ取得ス（以下略）

２　（略）

第３５条　埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ原状ニ回復スヘシ（以下略）

２　（略）